は下表のとおりとします。様式第 11 号の 1 のベース量には、下表の数値を記載してください。

一次エネルギーベース量	二酸化炭素ベース量
7,862,003.3 MJ／年	373,522.8 kg-CO_2／年

⑸ 標準 ESCO 事業提案募集要項 7.5.(1) 1)に関して、電気、ガス及び水道は過去３年度間の使用量の単純平均値を、応募時ベースラインとしてください（ベースラインの数値は 5.施設概要等(3)(4)(5)のとおり）。

⑹ エネルギーに関する換算値
標準 ESCO 事業提案募集要項 11.2.(3)1)に記載の、エネルギー計算における換算値は、下表のとおりとします。

エネルギー種別	一次エネルギー換算係数	CO_2 排出係数
電気	8.64 MJ／kWh ※1	0.415 kg-CO_2／kWh ※2
ガス（13A）	45.0 MJ／m^3 ※3	2.09 kg-CO_2／m^3 ※3

※１：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）（令和５年４月１日改正）第４条第３項
※２：電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）（令和８年１月９日公表、令和８年２月 25 日、令和８年６月４日一部更新）
関西電力(株)基礎排出係数の値
※３：大阪ガス(株)の公表値（令和８年６月 29 日現在）

⑺ 省エネルギーサービス期間中の留意事項
施設利用者や職員業務に支障を及ぼすおそれがある場所で作業を行う際は、当該場所付近の安全を確保したうえで実施してください。

⑻ 施設の形態
本市により管理されており複合する施設はありません。

⑼ 電気主任技術者
電気主任技術者は本市職員から選任されています。

4.6. 改修仕様書
⑴ ESCO 設備への更新について
事業者は既設機器を更新するにあたり、その目的や機能等が同等以上であれば、システム全体の見直し、新技術の導入など、応募者のノウハウを活かした独自の提案を行うことができます。

⑵ 設計の条件
設計提案にあたっては、以下の点を条件とします。
1) 一般事項
ア. 施設の運営に支障がないようにしてください。また、施設職員・利用者の使い勝手を考慮した改修としてください。
イ. ESCO 設備の設置場所は、建築構造に影響がないよう選定してください。
ウ. アスベスト含有の可能性のある建材の撤去等を行う場合は、含有の有無を確